

[事案 2023-260] 新契約無効請求

・令和6年7月12日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年3月に契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 満期になったら5%保証と聞いていたが、そうではなかった。
- (2) 平均5年間で5%金額が上がって返金されると説明されたが、8年経っても5%上がっていない。
- (3) レバレッジについて、後日説明すると言っておきながら連絡がない。
- (4) 親族の紹介であったため、募集人を信用していたが説明もほとんどなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の商品性については、パンフレットを用いて説明しており、申立人もそれを認めている。この書面には、誤解を招く記載はなく、掲載されているシミュレーションについても、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではないとの注意喚起文言が付されている。
- (2) 本契約の特別勘定においては、レバレッジ指標等に関する有価証券への投資はなされていないため、説明義務は負わない。また、担当者は契約申込手続時から本申立に至るまでレバレッジに係る質問を受けたことがなく、カスタマーセンター等への問合せもなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の説明状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。